



ころの中を見つめよう 博愛を広げるため

国際ロータリー第2750地区

東京多摩グリーンロータリー・クラブ

2011~2012年度

会報

愛と笑いで創ろう友の和・広げよう奉仕の輪



2012.3.21. 第1006回例会 No.22-34 2012.03.28発行

司会 SAA・親睦委員会 中谷 紘子

点鐘 会長 小泉 博

ロータリーソング 「我等の生業」
ソングリーダー 菊池 敏

お客様紹介 会長 小泉 博
本日、来訪ビジターはいらっしゃいません。

会務報告 会長 小泉 博
本日の会務報告はございません。

幹事報告 幹事 荒瀧 義機
回覧：

- ・国際ロータリー第2520地区(岩手県・宮城県)より山田町の作文集「やまだの作文」、ポスター。
- ・東京府中RC週報。

次年度会務報告 会長エレクト 澄川 昇
2012~2013年度の活動計画書作成に着手致しました。次年度各委員会、委員長は、早急に委員会を開催していただき、委員会活動計画をとりまとめくださるようお願いいたします。

【委員会報告】

出席報告 出席奨励委員長 菊池 敏

会員総数	35名
出席義務者数	24名
出席者数	14名
出席義務者	14名
事前MU	0名
出席義務免除者	8名
事前MU	0名
計	22名

出席率 22/32 = 68.75%
第1004回例会(3/7)訂正出席率 78.13%

ニコニコBOX SAA・親睦委員会 山田 文夫
小泉 博 小田さん卓話楽しみです。宜しくお願いします。

荒瀧 義機 小田さん卓話楽しみです。
萩生田政由 小田様卓話楽しみにしています。
伊藤 英也 小田先生卓話よろしくお願ひ致します。
伊澤ケイ子 小田会員本日卓話宜しくお願いいたします。

菊池 敏 マフラーがまた必要になりました。クシュン!!

中谷 紘子 小田さん卓話楽しみです。
齋藤 誠壽 小田様のお話 楽しみにしております。
澄川 昇 小田さん卓話よろしくお願ひ致します 楽しみです。

津守 弘範 小田会員の卓話楽しみです。

海野 榮一 **春ですね!** 甲子園始まりました。

本日の合計¥ 11,000 (累計¥690,080)

その他委員会

奉仕プロジェクト 企画コーディネーター 吉沢 洋景
先週行いました「奉仕プロジェクト企画会議」で、多くの提案をいただきありがとうございました。現在、集計中です。ざっと読ませていただいたところ、例年と比較して大きな変化はなさそうです。一点だけ気になりましたのは「奉仕プロジェクト」に関する提案だけではなく、「親睦活動」や、「クラブ奉仕分野」への活動提案がかなり散見されたことです。「奉仕プロジェクト企画会議」の開催主旨は、次年度において対外的に行おうとする「奉仕活動」のテーマを選抜しようと試みることでありますから、今後においてご留意いただきたいと思えます。なお今回は、やはり「東日本大震災」の復興をどう支援するか・・・という提案が多く見られました。集計結果は早急にとりまとめ、「奉仕プロジェクト統括委員長」に提出し、被選理事会にて討議いただくこととなります。

SAA・親睦委員会 委員長 足立潤三郎
4月4日、花見例会の件でお知らせします。会場の、神代植物公園正門前の集合時間は10時15分です。当日は多摩センター駅発9時28分の急行に乘車、調布駅からはバス便で現地に向かいます。ご一緒される会員は、多摩センター駅に集合願ひます。

次年度プログラム委員会 委員長 齋藤 誠壽



私事で恐縮ですが来月半ばまでの療養を余儀なくされました。しばらくお休みさせていただく関係で、急遽、被選プログラム委員会を開かせていただきます。委員の方はお集まりください。

その他

海野 榮一会員

車いすテニスの西村君の件でお知らせします。先週、初めての海外遠征先であるドイツ大会に出場し、準優勝したとの報告がありました。先月の九州大会の結果が準優勝で、世界ランキングが150位まで上昇したそうですが・・・、今回の準優勝でさらにランキングが上がり、パラリンピック（ロンドン大会）出場も絵空事ではなくなりそうです。今後の活躍に期待がふくらみます。

卓話者紹介

プログラム委員長 伊澤ケイ子

本日の卓話は多摩公証人役場の小田泰機会員です。小田さんは定年を迎えられ、去る3月2日に退職されたそうです。法曹界でのご活躍を無事終えられたということで、長い期間お疲れ様でした。今日は、一般的に接する機会が少ない「公証」業務についてお話いただきます。

卓話「公証業務について」

小田 泰機会員



今、紹介されましたように3月2日に公証人を退任しました。ちょうど9年3ヶ月と3日の間、公証人をしてきたこととなります。（語呂を合わせますと・・・「さんざん苦労」ということですね（笑））。公証人は、国家公務員でありながら税法上は自営業です・・・

というわけで、自営業であっても国家公務員法の職務上の義務があり、仕事でミスをして誰かに損害を与えたりすると国家賠償法に則して「国」が賠償責任を追及されることとなります。（通常、公証人個人には賠償責任が及ばないとされていますが、当然の結果として、公務員としての懲戒処分の対象にはなりません）

大学卒業以来、研修所を経て、約35年間裁判官をしておりましたから、人を雇用了経験や、自分の才覚で仕事に携わることや、青色申告を行ったり、複式簿記を記帳したり・・・などの経験が全くありませんでした。（着任当初、初級簿記を独学で勉強したりもしました。）さて、役場経営には一定の「売り上げ（手数料収入）」が必要です。売り上げの中から2人いる書記官の報酬や諸経費を捻出するわけですから、売り上げが少ないと役場経営は成り立ちません。こちらの方で・・・9年3ヶ月3日間、もっぱら金勘定に追われて「さんざん苦労」しながら何とかやってきたのが実情です。

さて、本題に入ります。

公証人と公証業務とかについて、知られていない側面があります。明治42年、ヨーロッパの制度を参考に公証人制度が始まったとされています。長い歴史を持つ公証人制度ですが、この間、制度そのものの需要が限られていたせいとか・・・現在に至っても一般的にあまり知られていません。今日は、公証業務のあらましについてお話致します。

私たち私人（一般人）が作成する文書（私文書）について、その作成や内容について、公証し、その文書の証拠力や信用力を高め、内容を明確にすることにより、将来の紛争の

予防に役立つ制度として公証制度が設けられています。公証とは私たちの法律に関係する事柄を公の機関により証明する国家の作用を意味します。市役所の職員が住民票や戸籍謄本を発行すること等も公証作用に含まれますが、ここでの公証制度とは、市役所等の官公署とは異なる機関による公証を認める制度をいいます。その公証を行う機関が公証人であり、法務大臣によって任命される国家公務員です。ただ、特殊な公務員であり、国から給与の支払いを受けることはなく、法令で定められた手数料がその収入源であり、自営の形で公証役場の維持経営を行っています。税法上は自営業者として扱われており、その意味では、ロータリーの多くの皆さんと同業です。

主な公証業務としては、「確定日付の付与」、「私文書の認証」、「定款の認証」、「公正証書の作成」があります。

「確定日付の付与」とは、囑託人（依頼者）が持参した私文書に確定日付を押印することです。確定日付とは、後に変更することのできない確定した日付をいいますが、この確定日付の付与を受けておくと、当該私文書がその日付に存在していたことが裏付けられますので、文書の作成日に関する紛争をあらかじめ予防できるわけです。

「私文書の認証」とは、当該文書が作成者の意志に基づいて作成されたことを証明することです。この認証を受けておけば、その文書が誰によって作成されたかが明確になりますので、作成者についての争いを事前に予防できるわけです。

「定款」は、法人の基本的な規則を定めたもので（法人の憲法）法人の設立を定めた多くの法律（代表的なものは株式会社）で、公証人の認証が必要とされており、この認証がないと法人の設立が出来ません。たとえば、株式会社を設立しようとする人は、必ず、この定款を作成し、公証人の認証を受けなければならないのです。この定款の認証は、公証業務の中でも公正証書の作成と並んで重要な業務とされています。

「公正証書の作成」ですが、これは、公証人の面前で囑託人の述べることを公証人が聞き取り、聞き取った内容を公



正証書という公文書の形に作成することをいいます。この公正証書は、公証人が作成したものですので、内容は法律的に整っており、その証拠力、信用力は極めて高いものがあります。契約、遺言その他の法律行為を公正証書に作成しておくと当該契約等の内容に

ついて争いが生じる余地は殆どないといっても過言ではありません。公正証書には、契約等の法律行為のほかに「尊厳死公正証書」、「貸金庫開扉」に関する公正証書等、事実に関する事実実験公正証書といわれる公正証書があり、これも活用の余地の多いものです。

お礼と点鐘

会長 小泉 博

（今週の担当： 海野 榮一）